

申告にはマイナンバーが必要です！

申告手続きには、申告書などに申告者本人と扶養親族などのマイナンバーの記載と、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーの記載について

確定申告書などの提出の際には、申告者本人と対象となる控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーが分かるものを必ず持参してください。

本人確認書類の提示または写しの添付について

申告会場で申告者本人または代理人が申告する場合は、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。



本人確認書類

- ◆マイナンバーカードを持っている人 → マイナンバーカード ※マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能
- ◆マイナンバーカードを持っていない人 → 次の2点が必要

番号確認書類

本人のマイナンバーを確認できる書類
 ・マイナンバー通知カード
 ・マイナンバーの記載がある住民票の写し
 などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
 ・運転免許証 ・健康保険証
 ・パスポート ・在留カード
 ・身体障害者手帳
 などのうちいずれか1つ

社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。

領収書などが手元にない人には、各担当課で証明書を発行します。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参してください。

※年金天引きされた税・保険料については、証明書を発行できません。年金の源泉徴収票で確認してください

■問い合わせ

【国民健康保険税】 税務課 ☎ 64・6004

【後期高齢者医療保険料】 市民福祉課 ☎ 64・6018

【介護保険料】 高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。

控除証明書は、令和2年11月上旬に対象者に送付されています。同年10月1日以降12月31日までに、その年初めて納めた人については、2月に送付される予定です。

※市役所で証明書の発行はできません

■問い合わせ

日本年金機構敦賀年金事務所

☎ 0770・23・9902



医療費控除の提出書類の簡略化

医療費の領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。

※明細書に記載された医療費の領収書は、5年間保存する必要があります

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます

- ・被保険者などの氏名 ・療養を受けた年月
- ・診療を受けた人 ・療養を受けた病院など
- ・被保険者などが支払った医療費の額
- ・保険者などの名称

※医療費通知に記載されていない月の分は、病院などの領収書を基に、別途集計が必要となりますので注意してください

国民健康保険の医療費控除について

医療費控除申告の添付書類として使用できる国民健康保険の医療費通知は、世帯主宛てに2カ月に1回送付しており、9月・10月診療分は、2月中旬ごろに送付します。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

11月・12月診療分については、4月中旬ごろに発送予定となっており、確定申告期間内に間に合いませんので、「医療費控除の明細書」を病院などの領収書に基づいて作成の上、申告の手続きをお願いします。

確定申告をお忘れなく！

受付期間 2月16日(火)～3月15日(月) (土日祝を除く) 9時～12時、13時～16時

令和3年度の市県民税、令和2年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。期限内の申告をお願いします。

■問い合わせ 【市県民税】 税務課 ☎ 64・6004 【所得税】 小浜税務署 ☎ 52・1008

スケジュール

【市役所4階大会議室(大手町)会場】

受付期間	対象地区・区
2月16日(火) 22日(月)	小浜(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉)、西津(小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷)、内外海(甲ヶ崎/阿納尻/加尾/西小川/宇久/若狭/阿納/犬熊/志積/矢代)、国富、宮川
2月24日(水) 3月1日(月)	小浜(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永、遠敷、今富
3月2日(火) 8日(月)	小浜(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、雲浜(千種/大手町/四谷町/一番町)、内外海(仏谷/堅海/泊/田島)、口名田、中名田、加斗
3月9日(火) 15日(月)	小浜(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜(城内/雲浜/山手/水取)、西津(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西)

【JA福井県若狭基幹支店(遠敷)会場】

受付日	対象地区
2月18日(木)	小浜、雲浜、西津、内外海、松永、宮川
2月19日(金)	国富
2月24日(水)	遠敷
2月25日(木)	今富
2月26日(金)	口名田、中名田、加斗

※JA福井県若狭基幹支店での申告は、農業所得のある人が対象です

申告会場に来場する人へ ～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、必ずマスク着用で、できるだけ一人でお越しいただき、会場入り口での手指の消毒・検温にご協力ください。37.5℃以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合は、入場をお断りします。

発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、無理をせずに、後日あらためて来場をお願いします。

申告時の注意点

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日にお越しください

※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得のある人については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が、市県民税または所得税の確定申告をした場合は、申告が優先されます。そのため、確定申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除も申告してください

※青色申告、譲渡所得等(株式、不動産)、雑損控除、令和2年新築・増改築分の住宅ローン控除(1年目)を申告する場合は、税務署での申告・相談をお願いします

自宅でいつでも申告を

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、自宅のパソコンやスマートフォンから申告できるe-Tax(電子申告)をぜひ利用してください。

詳しい申請方法などについては、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)を参照してください。また、作成した確定申告書などは、郵送でも受け付けます。



↑申告はこちらから

小浜税務署会場での申告相談

小浜税務署申告会場では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、主に公的年金を受給している人を対象に、2月1日から申告相談ができます。入場には、「入場整理券」が必要です。

【対応期間】 2月1日(月)～3月15日(月) (土日祝を除く) 9時～16時

【相談方法】 対応期間中に、申告会場で配布の「入場整理券」を受け取る
 ※国税庁のLINE公式アカウントから、整理券の事前発行も行っています
 ※整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります



↑入場整理券の事前発行はこちら
 ※LINEの登録要